

「水道施設の技術的基準を定める省令」の一部改正について

厚生労働省では、水道法第4条に基づく水道水質基準項目に塩素酸を追加し、その基準値を「0.6mg/L以下であること」と規定して、平成20年4月1日より施行することを予定しています。

そのため、浄水または浄水処理過程において、水に注入される薬品等により水に塩素酸が付加される場合でも、水質基準に適合するようにするため、省令の一部改正を行うとしています。改正案の主な内容は下記の通りです。

【基準の一部改正】

塩素酸の基準値を現行の「0.6mg/L以下であること」から「0.4mg/L以下であること」に改める。

【施行期日と経過措置】

改正省令は平成20年4月1日より施行する。ただし、経過措置として平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間は「0.5mg/L以下であること」とすること。（なお、改正省令の公布日から平成20年3月31日までの間は現行基準である「0.6mg/L以下であること」が適用される）

意見の募集期間は平成19年9月18日までとなっています。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

水質基準に塩素酸の追加、水道用薬品類の塩素酸の基準値強化が来年度から予定されています。来年度からの検査で慌てることのないように、事前に検査確認をされてみてはいかがでしょうか。当社で水道水、水道用薬品類の水質検査を承ります。

資料 2007年8月16日付 厚生労働省HP

環境分析箇所 小林正幸

ホルムアルデヒド管理濃度の設定へ

厚生労働省では、平成19年8月8日に、作業環境測定対象物質の測定方法並びに管理濃度の値等について検討を行うため、第1回管理濃度等検討会を開きました。この検討会では、平成18年度の化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価の検討結果に基づき、ホルムアルデヒド1物質が新たに作業環境測定の実施が必要な物質とされたことを受け、管理濃度の設定等について話し合われます。検討期間は、概ね1年間とされています。

労働安全衛生法では、事業者に対し、職業上のばく露により労働者に健康障害を生じさせるおそれのある物質のうち、有害性が高く、管理措置が必要なものと及び製造許可が必要なものについて、作業環境測定の実施を義務付けています（労働安全衛生法第65条）。測定対象物質については、化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価の検討結果により順次追加されます。

作業環境測定の実施については、対象事業場において事業者の責務として義務付けられていますが、対象の有無にかかわらず、労働者の健康障害を防止する観点からも是非実施してみたいかがでしょうか。当社では、有機溶剤、特定化学物質、粉じん等の作業環境測定を行っておりますので、ご相談下さい。

資料 2007年8月15日付 厚生労働省HP

機器分析箇所 山田悠貴

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. ペットフードの安全確保に関する研究会を設置
2. 川内川などの各水系の河川整備基本方針を策定
3. 平成18年度末の汚水処理人口普及状況について

4. 18年度末時点の浄化槽利用者1,114万人に
5. 18年度末の全国下水道整備状況
6. 中国玩具の安全対策強化
7. 18年一級河川水質調査結果



今すぐ、結果が知りたい！と思った事ありませんか？ 業界初新サービス、しかも無料！

「あなたの分析室Webシステム」 過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まであなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。まずは、お問合せください。